関東信越税理士会
熊谷支部１０月例会次第

日時　令和１年１０月７日(月)
午前９時３０分～
場所　ホテルガーデンパレス

１．会務報告

(1)	９月　９日(月)	例会	於　ホテルガーデンパレス
(2)	９月　９日(月)	研修会	於　ホテルガーデンパレス
(3)	９月　９日(月)	全税共県北地域業務推進協議会	於　ホテルガーデンパレス
(4)	９月１８日(水)	租税教室講師研修	於　熊谷税務署
(5)	９月１８日(水)	中学生の「税についての作文」最終審査及び役員会	於　熊谷市立商工会館
(6)	９月２０日(金)	１日研修　於　積水ハウス住まいの夢工場、筑波宇宙センター他	
(7)	１０月　１日(火)	熊谷税務署との協議会	於　熊谷税務署
(8)	１０月　１日(火)	正副支部長・地域長会議	於　支部事務局
(9)	１０月　３日(木)	県連野球・ソフトボール大会	於　大宮けんぽグラウンド
(10)	１０月　４日(金)	関東信越税理士会西川口支部創立 50 周年記念式典及び祝賀会	於　川口駅前市民ホール　フレンディア

２．会務予定及び連絡事項

(1)例会・署との協議会
　日時　　１０月７日(月)午前９時３０分～
　場所　　ホテルガーデンパレス

(2)研修会
　日時　　１０月７日(月)午前１０時４５分～１１時４５分
　場所　　ホテルガーデンパレス
　内容　　「渋沢栄一を紙幣に実現した運動と地域の活性化」
　講師　　青淵会副会長・深谷商工会議所副会頭　鵜養秀男氏

(3)熊谷資産税研究会定期総会
　日時　　１０月７日(月)午後１時３０分～
　場所　　熊谷文化創造館　さくらめいと

(4)大里地区租税教育推進協議会役員会
　日時　　１０月２４日(木)午前１０時３０分
　場所　　埼玉県産業技術総合センター北部研究所

(5)熊谷税務署との協議会
　日時　　１１月　１日(金)午後４時～
　場所　　熊谷税務署

(6)正副支部長・地域長会議
　日時　　１１月　１日(金)午後４時４５分～
　場所　　支部事務局

(7)農業青色申告会との協議会
　日時　　１１月１８日(月)午前１０時００分～
　場所　　ＪＡふかや榛沢支店

(8)第７回歩け歩け大会
　日時　　１１月１９日(火)
　場所　　秩父札所めぐり

(9)四者協議会
　日時　　令和２年１月１０日(金)午後４時～
　場所　　未定

３．その他の協議報告事項

４．熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項
支部推薦
いきがい大学講師　　神田福男会員

５．支部会員入会・転入・転出・異動等
退会
澤田勝利(令和元年９月３０日　業務廃止)

６．次回例会予定

場所	ホテルガーデンパレス		
日時	１１月７日(木)	午前１０時３０分～	署との協議会
		午前１１時００分～	例会
	＊バス	午前１０時１０分	熊谷駅南口

７．次回研修予定
場所　ホテルガーデンパレス
日時　11月７日(木)午後１時００分～５時００分
内容　「生前贈与による対応と個人事業者の事業承継への取り組み」
講師　税理士　岩下忠吾先生　東京税理士会所属
単位　４単位

８．支部ホームページ

ユーザー名	kumazei
パスワード	kuma2012

支部ホームページアドレス　http://www.kumazei.or.jp
＊ 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます

＊今後の例会日日程を掲載しました。(令和１年１０月７日現在)

１２月例会	１２月　５日(木)	午後　４時００分～
１月例会	１月１４日(火)	午前　９時３０分～
２月例会	２月　６日(木)	午前１０時３０分～
３月例会	３月２６日(木)	午後　４時００分～

＊予定ですので変更になる場合もあります。

ｅ－ｔａｘ・Ｌ－ｔａｘの利用を推進しましょう。

埼税協熊谷地域１０月例会

令和１年１０月７日(月)

＜会務報告＞

令和１年９月９日（月）　県北地域全税共業務推進会議
１６：３０　ホテルガーデンパレス
全税共第３４回全国統一キャンペーンの推進について

令和１年９月12日（木）　大同生命との決起大会
１１：００　パレスホテル大宮
＊福祉共済事業について

令和１年９月12日（木）　あんしん財団との地域業務推進会議
１８：００　酒蔵はっかい

令和１年９月24日（火）　第７回常務理事会・第３回地域長会
１２：００　パレスホテル大宮
＊大同生命との協議会運営いついて

令和１年９月24日（火）　大同生命総合事業保障プランの推進について
１４：００　パレスホテル大宮
＊セミナー
＊令和元年度推進実績中間報告
＊下期推進対策について

令和１年９月26日（木）　ジブラルタ生命熊谷支社との協議会
１６：３０　ホテルガーデンパレス
＊全税共キャンペーンにつて

令和１年10月２日（水）　日税グループとの協議会
１６：００　ロイヤルパインズホテル浦和
＊日税グループとの協議会について

＜会務予定＞

令和１年10月７日（木）　ひまわり生命との協議会
１４：３０　清水園
＊全税共キャンペーンについて

令和１年１０月７日（木）　県北４地域合同大同会
１７：３０　熊谷駅ビル・アズ　６F「アズホール」

＜提携企業インフォメーション＞　メットライフ生命・FPG

第33回写真コンクール作品募集について

関東信越税理士会埼玉県支部連合会　会報部

本年度も下記の要項で写真コンクールを開催いたします。会員の皆さま、奮ってのご応募をお待ちしております。

応募資格　埼玉県連会員とその家族、事務所職員

応募締切　令和元年11月22日(金)県連事務局必着

応募要項

・応募点数は**1人3点まで**とします。

・**応募作品には表題、簡単な説明文を必ずご記入ください。**

・題材は自由です。ジャンルは問いません。ご自身の創作した作品(絵画・書・工芸品・パッチワーク・いけばな等)の写真も対象にしております。ただし都合上、対象は写真のみの選考となりますので、必ず写真にてご応募ください。

・写真はカラー、白黒どちらでも可です。また、大きさはキャビネ、もしくは2Lでご応募ください(わからなければ写真屋さんにお尋ねください。デジタルカメラでも必ずプリントの上ご応募ください)。

・未発表の作品に限ります。

・優秀作品は「県連マンスリー」掲載(令和2年2月号予定)とともに粗品を進呈いたします。

[第32回写真コンクール掲載作品]

(写真を入れる)

最優秀賞　「雲場池」　川越支部　實田　淳司　会員

会長賞　「ラマユル僧院」　越谷支部　小島　晋　会員

理事長賞　「岩峰」　川越支部　吉野　善吉　会員

優秀賞　「秋の入口」　西川口支部　永塚　友啓　会員

注意事項

☆応募作品はお返しできない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

☆一部作品については「県連マンスリー」表紙に使用させていただく場合もございますので、あらかじめご了承ください。

☆掲載される対象人物や対象物の肖像権、プライバシー、著作権、その他一切の権利につきましては、応募者の責任において処理されるものとします。写真に肖像権を有する人物および構造物が含まれている場合など、写された本人が不快感を持ったり、恥ずかしい思いをしないような配慮が必要です。応募者本人が公表の承諾を得た上で応募してください。また、選考上、これらの権利に抵触する恐れがある場合は、対象外となることもありますのであらかじめご了承ください。

☆入賞作品は県連ホームページの会員専用ページに掲載されます。掲載の際は転載・複製の禁止を明記いたしますが、読者が注意を無視し転載・複製した場合の責任は負いかねます。

☆その他、ご不明な点がございましたら、**県連事務局(TEL048-665-3111　担当：松岡)までご連絡ください。**

写真送付先

〒330-0852　さいたま市大宮区大成町1-289-2　埼玉県税理士会館

関東信越税理士会埼玉県支部連合会事務局　宛

令和元年１０月７日

関東信越税理士会県北ブロック税理士支部会員各位

関東信越税理士会
熊谷支部　支部長　寺山智久
本庄支部　支部長　柴﨑　厚
秩父支部　支部長　阪本昇寿
行田支部　支部長　鈴木秀次

埼玉県税理士協同組合
熊谷地域　地域長　清水茂昭
本庄地域　地域長　田村幸一
秩父地域　地域長　鈴木雄二
行田地域　地域長　北村哲嗣

税理士会36時間規定研修

令和元年度県北ブロック研修会のご案内

拝啓　初秋の候、県北ブロックの税理士会員の先生方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の要領にて恒例の県北ブロック研修会を開催いたしますので、何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。　敬具

記

日時　令和元年１１月７日（木）午後１時００分～５時００分
受付　午後１２時３０分より
場所　ホテルガーデンパレス　TEL 048-525-7777
〒360-0023　埼玉県熊谷市佐谷田 3248
内容　『生前贈与による対応と個人事業者の事業承継への取り組み』
講師　税理士　岩下忠吾先生　東京税理士会所属
＊ 著書「総説　相続税　贈与税　第４版」
「詳細　相続税　第４版」等多数
対象　税理士会会員及び職員
受講料　１０００円／参加者１人（資料代含む）
単位　４単位（会員は受講カードを持参ください）

★バスは熊谷駅南口より　１２時２０分に発車します。
★資料準備の為、１０月１８日（金）までに熊谷支部事務局までお申し込み下さい。

きりとり不要　全て熊谷支部事務局ＦＡＸ　０４８－５２１－９６１２にお送りください

令和元年１１月７日の県北ブロック研修会出席人数は

会員　　名　　事務所職員　　名　　合計　　名

支部名　　支部　　会員事務所名

税務支援の傷害保険補償内容について

1　保険種類:普通傷害保険

2　保険期間:平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

3　被保険者:税務支援にかかわる税理士

4　補償内容:税務支援業務のために自宅出発してから帰宅する間の傷害事故

5　保険金額:死亡保険金　1,000万円
後遺障害保険金　30万円～1,000万円(障害の程度に応じて)
入院日額　10,000円
通院日額　5,000円

6　連絡先等
万一、事故にあった際、下記あてご通知ください。通知いただく際、保険証券番号が必要となりますが、次のとおりです。
【保険証券番号】3566191970
【連絡先】
損害保険ジャパン日本興亜　株式会社
○事故サポートセンター(24時間365日受付)
電話　0120－727－110

7　傷害保険が適用される税務支援事業について
傷害保険が適用される税務支援業務は、平成31年4月1日から令和2年3月31日における次の事業です。
(1)　訪問個別指導方式による記帳指導
(2)　消費税軽減税率制度の実施に伴う訪問個別指導方式による記帳指導
(3)　各種説明会講師
(4)　会計ソフト方式による記帳指導
(5)　確定申告期における電話相談による申告相談業務
(6)　確定申告期における無料申告相談
(7)　協議派遣方式により実施される税務支援業務
(8)　独自事業のうち、常設型(税務相談所における)税務支援及び会場型(本会が独自に設営する会場における)税務支援
(9)　「特設の会場で行う税務相談に関する実施要綱」に基づき実施される税務相談業務(金融機関等による税務相談業務など)

※　宿泊を伴う税務支援の場合、上記適用はありません。その場合、別途、傷害保険の契約を行う関係で、従事される1週間前までを目途に、関東信越税理士会事務局(担当:佐藤・金子　℡048-643-1661)まで、ご連絡ください。

熊谷支部事務局併設税務相談当番表

当番月日	当番会員名	備考
１．１１．１４（木）	橋本則彦	
１．１１．１８（月）	小林賢一郎	
１．１１．２１（木）	山本文子	
１．１１．２５（月）	吉橋理沙	
１．１１．２８（木）	岡本祐一	
１．１２．　２（月）	曽根和也	
１．１２．　５（木）	納見　宏	
１．１２．　９（月）	西田政隆	
１．１２．１２（木）	橋本直樹	
１．１２．１６（月）	渡辺　保	
１．１２．１９（木）	渡辺雅江	
２．　１．　９（木）	天笠裕司	
２．　１．１６（木）	栗林昭人	
２．　１．２０（月）	小島久幸	
２．　１．２３（木）	櫻澤　敦	
２．　１．２７（月）	清水茂昭	
２．　１．３０（木）	鈴木　昇	
２．　２．　３（月）	高橋勤二	
２．　２．１０（月）	武田　司	
２．　２．１３（木）	富井晴夫	
２．　２．１７（月）	増田亮吉	
２．　２．２０（木）	村田克也	
２．　２．２４（月）	山崎浩成	
２．　２．２７（木）	大谷宏一	
２．　３．　２（月）	小野澤克則	
２．　３．　５（木）	柿沼和歌枝	
２．　３．　９（月）	小島周二	

＊午後１時３０分～４時００分

＊原則として予約制の為、予約の無い場合は事務所待機にて対応してください。

（相談があった場合は電話にてご連絡します。）

日時　令和元年10月7日（月）
　　9時30分～
場所　ﾎﾃﾙｶﾞｰﾃﾞﾝﾊﾟﾚｽ

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1　支部長あいさつ

2　税務署長あいさつ

3　県税事務所長あいさつ

4　税務署からの連絡事項

（1）中学生・高校生の「税の作文」の応募状況について　（総務課）

優秀作品は、11月13日（水）に熊谷文化創造館「さくらめいと」で開催する「納税表彰式」にて表彰します。

イ　中学生の「税についての作文」

管内中学校 30校　　応募校数30校

管内生徒数9,291名　応募編数8,452編（前年比97.4%、応募率90.9%）

ロ　税に関する高校生の作文

応募校数7校　応募編数 1,094編（前年比98.1%）

中学生の「税についての作文」事業につきましては、税理士会熊谷支部長賞を設けていただくなど、日頃からご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

応募状況につきましては、管内全中学校30校から8,452編と、9割以上の生徒さんからの応募がありました。

なお、国税庁主催の「税に関する高校生の作文」事業につきましても、7校から1,094編の応募がありました。

優秀作品は、11月13日（水）に熊谷文化創造館「さくらめいと」で開催する「納税表彰式」にて表彰します。

また、納税表彰式には寺山支部長にご出席いただく予定でおりますので、よろしくお願いいたします。

（2）年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書の発送について

（管理運営部門）

発送日　　令和元年10月24日（木）

年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書の発送日につきましては、埼玉県内税務署統一で令和元年10月24日（木）となっておりますので、ご承知おきください。

なお、関東信越国税局管内の各県においても群馬県（令和元年10月23日（水））を除き、同日の発送となっております。

（3）ダイレクト納付の利用促進について　（管理運営部門）

別添1「ダイレクト納付をご利用ください」参照

別添2「ダイレクト納付利用可能金融機関一覧」参照

ダイレクト納付の利用勧奨につきましては、日頃からご協力いただきましてありがとうございます。

国税庁では、納税者の利便性向上及び行政運営の効率化等の観点から、従前よりダイレクト納付の利用拡大に取り組んでおり、利用可能金融機関の拡大、複数口座の登録利用や、昨年12月からはダイレクト納付を利用した予納の導入など、更なる利便性の向上を図っているところでございます。

こうした中、本年10月1日からは「地方税共通納税システム」の運用が開始され、地方税の納付においても電子納税が利用可能になったと聞いております。

この機をとらえ、別添1のリーフレット「ダイレクト納付をご利用ください」や国税庁ＨＰに掲載されております「ダイレクト納付手続マニュアル」等をご参考に、引続き関与先等に対し積極的な利用勧奨をしていただきますようお願いいたします。

なお、ダイレクト納付利用可能金融機関については、別添2の「ダイレクト納付利用可能金融機関一覧」をご参照ください。

（４）関与先への納付指導の協力要請について　　（徴収部門）
別冊　「関与先への納付指導の協力要請について」参照

（５）決算説明会の開催について　　（個人課税部門）

開催日時		開催場所		対象者
日	時間	施設・所在地	会場	
令和元年 12月9日（月）	10：00～12：00	熊谷文化創造館 さくらめいと 熊谷市拾六間111-1	会議室１	事業所得を有する 青色申告者
	14：00～16：00			不動産所得を有する 青色申告者
令和元年 12月13日(金)	10：00～12：00			事業所得を有する 青色申告者
	14：00～16：00			事業所得を有する 白色申告者
令和元年 12月23日(月)	14：00～16：00			消費税課税事業者等

決算説明会の講師を本年度も税理士会熊谷支部の先生方にお願いすることとなりました。年末を控え、業務ご多忙のところ恐縮ではありますが、担当される先生方におかれましてはよろしくお願いいたします。

（６）税理士向けＱ＆Ａの国税庁ホームページへの掲載について　（資産課税部門）
別添３「相続税の申告書の代理送信等に関するＱ＆Ａ【掲載場所①】参照
別添４「相続税の申告書の代理送信等に関するＱ＆Ａ【掲載場所②】参照
別添５「相続税の申告書の代理送信等に関するＱ＆Ａ【掲載場所③】参照

「相続税申告書の代理送信等に関するＱ＆Ａ」が令和元年９月17日に、国税庁ホームページに掲載されました。
掲載場所については、別添３～５のとおり

（７）イメージデータで提出可能な添付書類（贈与税申告）の拡大について
（資産課税部門）
別添６「イメージデータで提出可能な添付書類（贈与税申告）」参照

「イメージデータで提出可能な添付書類（贈与税申告）」が令和元年10月１日に、国税庁ホームページに掲載されました。

（8）令和元年分　年末調整説明会の開催について　（法人課税部門）

開　催　日	開　催　時　間	開　催　場　所	対象地域（者）
令和元年 11月22日（金）	13：30～16：00	熊谷文化創造館 さくらめいと　太陽のホール 熊谷市拾六間111-1	熊　谷　市 深　谷　市 寄　居　町

※　徴収義務者に対する年末調整関係用紙の発送は10月末以降を予定しています。

昨年から用紙につきましては納付書とグリーンの給与支払報告書以外は一律１枚の発送になりましたので、お手数でも説明会場、税務署に来ていただくか国税庁のＨＰで入手していただくようお願いいたします。

（9）イメージデータで提出可能な添付書類（申請・届出等(法人税関係)）の拡大について　（法人課税部門）

別添７「イメージデータで提出可能な添付書類（申請・届出等(法人税関係)）」参照

「イメージデータで提出可能な添付書類（申請・届出等(法人税関係)）」が令和元年10月１日に、国税庁ホームページに掲載されました。

添付書類
1　「ダイレクト納付をご利用ください」
2　「ダイレクト納付利用可能金融機関一覧」
3　「相続税申告書の代理送信等に関するＱ＆Ａ　【掲載場所①】
4　「相続税申告書の代理送信等に関するＱ＆Ａ　【掲載場所②】
5　「相続税申告書の代理送信等に関するＱ＆Ａ　【掲載場所③】
6　「イメージデータで提出可能な添付書類（贈与税申告）」
7　「イメージデータで提出可能な添付書類（申請・届出等(法人税関係)）」

別冊　「関与先への納付指導の協力要請について」

5　県税事務所からの連絡事項
○「ストップ！滞納」～県税・市町村税滞納整理強化期間～

国税の納付は、

国税庁

簡単・便利な

ダイレクト納付をご利用ください

ダイレクト納付とは…

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の納付手段です。

スマホ・タブレットでもOK!

簡単

○インターネットを利用できるパソコンがあれば、利用可能です！
○インターネットバンキングの契約が不要です！
○利用者識別番号（ID）と暗証番号（PW）のみで納付手続が行えます！
⇨電子証明書の添付やICカードリーダライタは不要です

便利

○金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！
⇨源泉所得税を毎月納付している方に便利です
○即時又は納付日を指定して納付することができます！
○税理士が納税者に代わって納付手続を行うことができます！
○納付する際に、預貯金口座を選択できます！
○納期限前の計画的な納付（予納）が簡単にできます！（平成31年1月4日開始）**NEW**
（P4「ダイレクト納付を利用した予納」をご覧ください ➡）

ダイレクト納付を利用するには

☑ ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある

利用可能金融機関は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご確認ください。

☑ e-Taxの利用開始手続をする

e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください（即時発行されます）。

※既に利用者識別番号を取得済の方は二重に手続することのないようにご注意ください。

☑ ダイレクト納付利用届出書を提出する

「ダイレクト納付利用届出書」（P3）にご利用になられる預貯金口座を記載し、署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。

なお、納付する際に預貯金口座を選択するには、ご利用になられるすべての預貯金口座についてあらかじめ「ダイレクト納付利用届出書」を提出しておく必要があります。

※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。

○「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」（Ｐ３）記載要領

ダイレクト方式による電子納税を新規に利用される方又は届出内容を変更される方は、□内に必要事項を記載し、預貯金口座の届出印を押印後、**住所地等を所轄する税務署へ提出してください。**

※記載要領は、法人を例に示しています。

① 提出年月日を記載します。

② 提出先の税務署名を記載します。

⑤ 郵便番号、電話番号、預貯金口座に登録されている住所（所在地）を記載します。

⑥ 上記⑤の住所と申告書等に記載した住所が異なる場合には、申告書等に記載した住所を記載します。

⑦ **預貯金口座の名義**とフリガナを記載します。
【注】1 申告等を行う法人名義（本人名義）の口座に限ります。
2 口座名義に代表者氏名等（屋号等）が含まれている場合には、必ず代表者氏名等（屋号等）も記載してください。

⑧ **銀行等**をご利用になる場合、金融機関の名称及び支店名等を記載し、預金種別を○で囲み、口座番号を記載します。
なお、農協・漁協については、現在、ダイレクト納付は、ご利用できません。
【注】お手持ちの口座の口座番号が７桁未満である場合は、お手数ですが頭部を０で埋めてください。
〔例〕0001234

⑨ **ゆうちょ銀行**をご利用になる場合、記号番号を記載します。
【注】前半の記号は必ず５桁となります。
また、**後半の番号は左詰で記載してください。**
【記載例】
1 総合口座・通常貯金・通常貯蓄貯金の場合
2 振替口座の場合

法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
※個人の方は個人番号の記載は不要です。

国税ダイレクト方式電子納税依頼書
兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

平成××年４月19日提出
霞が関　税務署長 あて

氏名（法人名及び代表者氏名）
株式会社　国税商事
代表取締役　国税　太郎　印

私（当社）は、国税について、電子納税（ダイレクト方式）を利用することとしたいので届け出ます。
なお、税務署から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私（当社）に代わって電子納税（ダイレクト方式）手続の実行をできるよう、あわせて届け出ます。

取扱金融機関　殿中

私（当社）は、国税の納付を電子納税（ダイレクト方式）により納付することとしたいので、下記約定を承約の上、依頼します。

1 指定預貯金口座

住所（所在地）	〒 100 - 0004　電話 03 (1234) 5678 東京都千代田区大手町1－×－× （申告納税地）　東京都千代田区霞が関3－×－×
氏名（法人名及び代表者氏名）	（フリガナ）　カブシキガイシャコクゼイショウジ　ダイヒョウトリシマリヤク　コクゼイタロウ 株式会社国税商事　代表取締役　国税　太郎
指定金融機関	財務　銀行・信用金庫・労働金庫・農協・信用組合・漁協　東京　本店・支店・本所・支所・出張所
預金種別	1 普通　2 当座　3 納税準備　口座番号（ゆうちょ銀行は記号） 1 2 3 4 5 6 7
ゆうちょ銀行	記号番号

金融機関印欄　商国税

2 振替日時：納付情報送付日時
3 利用開始日：ダイレクト方式電子納税（ダイレクト納付）登録完了通知の受信日以降

税務署整理欄
（不備事由）
1 金融機関番号エラー　4 口座情報不完全
2 整理番号等未登録　5 その他
3 重複入力　（　　）
入力　打正入力　送付　登録
金融機関番号
整理番号

約定
一 国税庁の電子情報処理組織を使用して私（当社）が表示した税目の納付に必要な情報（以下「納付情報」という。）が送付されたときは、私（当社）に成りすましたとなく納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としたとしても、納付してください。この場合、当該納付に係る税額は債務を免れて差し支えありません。
二 指定の指定期日金口座からの引き落としに当たっては当座貸越約定又は預貯金残高に拘わらず、私が行うべき手続の提出又は預貯金残高及び預貯金残高表の提出をいたしません。
三 指定預貯金残高が指定期日において納付情報に記録された金額に満たないときは、私（当社）に通知することなく納付情報を返戻されても差し支えありません。
四 この契約は、貴店（貴金融機関）が相当の事由により必要と認めた場合には私（当社）に通知することなく解約されても異議ありません。
五 この契約を解約する場合には、私（当社）から書面を提出して指定した金融機関に表示をもって届け出ます。
六 この取扱いについて、貴に相違が生じても、貴店（貴金融機関）の責によるものを除き、貴店（貴金融機関）には迷惑をかけません。

金融機関整理欄
（不備事由）
A 印鑑相違　F 住所相違
B 印鑑不鮮明　G 支店名相違
C 口座番号相違　H その他
D 口座残高なし　（　　）
E 名義人相違
（備考）

受付印　印鑑照合欄　印
（口座識別番号）
（認証番号）

③ 法人番号を記載します。
※個人の方は個人番号の記載は不要です。

④ 法人名及び代表者氏名を記載し押印します。

⑩ ①から⑨までを記載後、**預貯金口座の届出印を押印（又は届出サイン）**します。
印影が不鮮明な場合には、下の欄へ押印し直してください。

⑪ 利用者と金融機関及び税務署間の契約についての約定を必ず**ご確認**ください。

切り取り線で切りはなして提出してください

ダイレクト納付の利用方法

① e-Taxで電子申告等又は納付情報登録依頼を送信する

事前にe-Taxへのメールアドレスのご登録をお勧めします。※

② メッセージボックスに格納される通知を確認し、「ダイレクト納付」を選択する

③ 「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」を選択する

ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。
「納付日を指定される方」を選択した場合は、指定した日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。

「今すぐに納付される方」を選択
届出をした預貯金口座から即時に振替が行われ、納付が完了します。

「納付日を指定される方」を選択
届出をした預貯金口座から指定した日の朝に振替が行われ、納付が完了します。
（注）指定した日の朝、他の公共料金等の引落し等がある場合、残高不足になることがありますので、メッセージボックスの「ダイレクト納付完了通知」は必ずご確認ください。

④ 納付状況を確認する

「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので、内容を必ずご確認ください。
（注）残高不足で納付が完了しなかった場合、必要な納税資金を入金していただいた上で、②の通知から再度ダイレクト納付を行うことが可能です。

おすすめ
※ダイレクト納付を利用する場合は、メッセージボックスに情報が格納された段階でメールでお知らせができるよう、e-Taxへのメールアドレスのご登録をお勧めします。メールアドレスは、e-Taxの利用者情報登録から登録できます。

法人番号	

※個人の方は個人番号の記載は不要です。

国税ダイレクト方式電子納税依頼書
兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

平成　　年　　月　　日提出

税務署長　あて

氏名（法人名及び代表者氏名）　　印

私（当社）は、国税について、電子納税（ダイレクト方式）を利用することとしたいので届け出ます。
なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私（当社）に代わって電子納税（ダイレクト方式）手続の実行をできるよう、あわせて届け出ます。

取扱金融機関　御中

私（当社）は、国税の納付を電子納税（ダイレクト方式）により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。

1　指定預貯金口座

住　所 （所在地）	（〒　　－　　）電話　　（　　） （申告納税地）	（金融機関お届け印）
氏　名 （法人名及び代表者氏名）	（フリガナ）	（印影が不鮮明な場合には、こちらにも押印してください。）
指定金融機関	銀　行・信用金庫 労働金庫・農　協 信用組合・漁　協	本　店・支　店 本　所・支　所 出張所
預金種別	1　普通　2　当座　3　納税準備	口座番号（ゆうちょ銀行以外）
ゆうちょ銀行	記号番号　　－	

2　振替日時：納付情報送付日時

3　利用開始日：ダイレクト方式電子納税（ダイレクト納付）登録完了通知の受信日以降

税務署整理欄

（不備事由）
1　金融機関番号エラー　　4　口座情報不完全
2　整理番号等未登録　　5　その他
3　重複入力　　（　　）

入　力	訂正入力	送　付	登　録

金融機関番号							
整理番号							

約　定

一　国税庁の電子情報処理組織を使用して私（当社）名義の国税の納付に必要な情報（以下「納付情報」という。）が送付されたときは、私（当社）に通知することなく納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。
二　前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
三　指定預貯金残高が振替日時において納付情報に記録された金額に満たないときは、私（当社）に通知することなく納付情報を返戻されても差し支えありません。
四　この契約は、貴店（組合）が相当の事由により必要と認めた場合には私（当社）に通知されることなく解除されても異議はありません。
五　この契約を解除する場合には、私（当社）から税務署を経由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。
六　この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店（組合）の責によるものを除き、貴店（組合）には迷惑をかけません。

金融機関整理欄

（不備返却事由）
A　印鑑相違　　F　住所相違
B　印鑑不鮮明　　G　支店名相違
C　口座番号相違　　H　その他
D　口座該当なし　　（　　）
E　名義人相違
（備考）

受　付　印	印鑑照合	検　印

（口座識別番号）

（認証番号）

ダイレクト納付を利用した予納

平成31年1月4日開始！

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等をe-Taxに登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。

納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

利用可能税目は、申告所得税及び復興特別所得税・贈与税・法人税（地方法人税）・消費税及び地方消費税です。

利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある「国税の納付手続」をご覧ください。

例 定期的に均等額を納付する場合

その他の電子納税

ダイレクト納付のほか、ペイジーに対応した金融機関を利用すれば、インターネットバンキングやモバイルバンキング、又はATMを利用して電子納税ができます（ダイレクト納付同様、電子証明書等は不要です。）。

（注）電子納税を利用する場合、事前にe-Taxの利用開始手続が必要となります。

インターネットバンキングで電子納税

金融機関とインターネットバンキングの契約をしておけば、インターネットバンキングにログインし、納税することができます。

モバイルバンキングで電子納税

金融機関とモバイルバンキングの契約をしておけば、お持ちの携帯端末からモバイルバンキングにログインし、納税することができます。

ATMで電子納税

インターネットを利用できる環境がなくても、金融機関のATMから納税することができます。

電子納税が利用可能な金融機関（インターネットバンキング等の利用の可否）については、Webサイト「ペイジー（www.pay-easy.jp）」でご確認ください。

スマートフォンやタブレット端末からも電子納税（ダイレクト納付）が利用できます。詳しくはe-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

利用可能時間

電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日の8時30分～24時（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）
5月、8月、11月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時
＊なお、平成31年1月からは、月曜日～金曜日は24時間、毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日は8時30分～24時となります。

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

e-Taxホームページ　**www.e-tax.nta.go.jp**　イータックス　検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）に関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」（TEL.0570-01-5901）へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）です。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

平成30年12月

ダイレクト納付利用可能金融機関一覧（銀行・信用組合・労働金庫）

で囲まれた金融機関以外は、地方税共通納税システムについても令和元年10月以降、利用可能となる予定です。

【令和元年７月１日現在】

局所等	銀行	信用組合	労働金庫	銀行		信用組合		労働金庫	
				導入済み	導入予定	導入済み	導入予定	導入済み	導入予定
都市銀行等	6	0	0	みずほ銀行、三井住友銀行 三菱東京ＵＦＪ銀行、ゆうちょ銀行 りそな銀行、埼玉りそな銀行					
札幌	2	3	1	北洋銀行、北海道銀行		札幌中央信用組合、 釧路信用組合 北央信用組合		北海道労働金庫	
仙台	14	6	1	青森銀行、秋田銀行、岩手銀行 北日本銀行、七十七銀行、荘内銀行 仙台銀行、東邦銀行、北都銀行 みちのく銀行、山形銀行、東北銀行 大東銀行、福島銀行		仙北信用組合、いわき信用組合 秋田県信用組合、福島県商工信用組合 青森県信用組合、会津商工信用組合		東北労働金庫	
関東信越	12	15	2	足利銀行、群馬銀行、常陽銀行 第四銀行、筑波銀行、東和銀行 栃木銀行、長野銀行、八十二銀行 武蔵野銀行、北越銀行、大光銀行		茨城県信用組合、協栄信用組合 群馬県信用組合、新潟縣信用組合 長野県信用組合、真岡信用組合 あかぎ信用組合、那須信用組合 新栄信用組合、さくらの街信用組合 巻信用組合、新潟大栄信用組合 塩沢信用組合、糸魚川信用組合 埼玉信用組合		新潟県労働金庫 長野県労働金庫	
東京	7	17	1	京葉銀行、千葉銀行、千葉興業銀行 東日本銀行、山梨中央銀行、横浜銀行 きらぼし銀行		あすか信用組合、君津信用組合 青和信用組合、第一勧業信用組合 大東京信用組合、都留信用組合 山梨県民信用組合、房総信用組合 中ノ郷信用組合、神奈川県医師信用組合 共立信用組合、文化産業信用組合 銚子商工信用組合、七島信用組合 全東栄信用組合、江東信用組合 相愛信用組合		中央労働金庫	
金沢	6	0	1	福井銀行、福邦銀行、北陸銀行 北國銀行 、富山第一銀行、富山銀行				北陸労働金庫	
名古屋	12	5	2	愛知銀行、大垣共立銀行、静岡銀行 清水銀行、十六銀行、スルガ銀行 中京銀行、名古屋銀行、百五銀行 三重銀行、第三銀行 静岡中央銀行		愛知県中央信用組合、飛騨信用組合 益田信用組合、岐阜商工信用組合 豊橋商工信用組合		静岡県労働金庫 東海労働金庫	
大阪	8	7	1	池田泉州銀行、京都銀行、紀陽銀行 滋賀銀行、南都銀行、但馬銀行 関西みらい銀行 みなと銀行		滋賀県信用組合、淡陽信用組合 のぞみ信用組合、兵庫県信用組合 近畿産業信用組合、大同信用組合 成協信用組合		近畿労働金庫	
広島	9	2	1	西京銀行、山陰合同銀行、鳥取銀行 トマト銀行、広島銀行、中国銀行 山口銀行、もみじ銀行、島根銀行		広島市信用組合、笠岡信用組合		中国労働金庫	
高松	8	1	1	阿波銀行、伊予銀行、愛媛銀行 香川銀行、高知銀行、四国銀行 徳島銀行、百十四銀行		香川県信用組合		四国労働金庫	
福岡	7	0	1	佐賀銀行、十八銀行、親和銀行 北九州銀行、西日本シティ銀行 福岡銀行、筑邦銀行				九州労働金庫	
熊本	5	2	0	大分銀行、熊本銀行、肥後銀行 鹿児島銀行、宮崎銀行		大分県信用組合、熊本県信用組合			
沖縄	2	1	1	沖縄銀行、琉球銀行		奄美信用組合		沖縄県労働金庫	
合計	98	59	13						

※　1　金融機関の都合により、サービス開始予定日が変更される場合があります。
　　2　利用可能金融機関の最新情報は、国税庁ホームページ及び地方税共通納税システムの特設ページをご覧ください。

ダイレクト納付利用可能金融機関一覧（信用金庫）

で囲まれた金融機関以外は、地方税共通納税システムについても令和元年10月以降、利用可能となる予定です。

【令和元年７月１日現在】

局所	信金数	サービス開始済み 名称							導入予定 名称
札幌	22	札幌信用金庫	旭川信用金庫	道南うみ街信用金庫	帯広信用金庫	渡島信用金庫			
		室蘭信用金庫	北門信用金庫	小樽信用金庫	釧路信用金庫	遠軽信用金庫			
		空知信用金庫	伊達信用金庫	稚内信用金庫	大地みらい信用金庫				
		苫小牧信用金庫	北空知信用金庫	留萌信用金庫	北見信用金庫				
		北海信用金庫	日高信用金庫	北星信用金庫	網走信用金庫				
仙台	26	東奥信用金庫	盛岡信用金庫	水沢信用金庫	二本松信用金庫	気仙沼信用金庫	山形信用金庫		
		秋田信用金庫	宮古信用金庫	会津信用金庫	福島信用金庫	白河信用金庫			
		羽後信用金庫	一関信用金庫	郡山信用金庫	青い森信用金庫	宮城第一信用金庫			
		米沢信用金庫	北上信用金庫	ひまわり信用金庫	杜の都信用金庫	仙南信用金庫			
		鶴岡信用金庫	花巻信用金庫	あぶくま信用金庫	石巻信用金庫	須賀川信用金庫			
関東信越	34	高崎信用金庫	北群馬信用金庫	佐野信用金庫	新潟信用金庫	上越信用金庫	アルプス中央信用金庫	加茂信用金庫	
		桐生信用金庫	しののめ信用金庫	太田原信用金庫	長岡信用金庫	松本信用金庫	烏山信用金庫	長野信用金庫	
		アイオー信用金庫	足利小山信用金庫	結城信用金庫	三条信用金庫	上田信用金庫	青木信用金庫	埼玉縣信用金庫	
		利根郡信用金庫	栃木信用金庫	川口信用金庫	新発田信用金庫	諏訪信用金庫	新井信用金庫	水戸信用金庫	
		館林信用金庫	鹿沼相互信用金庫	飯能信用金庫	柏崎信用金庫	飯田信用金庫	村上信用金庫		
東京	38	川崎信用金庫	東京ベイ信用金庫	興産信用金庫	亀有信用金庫	目黒信用金庫	巣鴨信用金庫	さがみ信用金庫	
		朝日信用金庫	佐原信用金庫	さわやか信用金庫	小松川信用金庫	世田谷信用金庫	青梅信用金庫	城南信用金庫	
		西武信用金庫	かながわ信用金庫	東京シティ信用金庫	足立成和信用金庫	東京信用金庫	甲府信用金庫		
		千葉信用金庫	中栄信用金庫	芝信用金庫	西京信用金庫	城北信用金庫	山梨信用金庫		
		銚子信用金庫	中南信用金庫	東栄信用金庫	昭和信用金庫	瀧野川信用金庫	平塚信用金庫		
		多摩信用金庫	横浜信用金庫	東京三協信用金庫	館山信用金庫	湘南信用金庫	東京東信用金庫		
金沢	16	富山信用金庫	にいかわ信用金庫	石勤信用金庫	北陸信用金庫	福井信用金庫	越前信用金庫		
		高岡信用金庫	氷見伏木信用金庫	金沢信用金庫	鶴来信用金庫	敦賀信用金庫			
		新湊信用金庫	砺波信用金庫	のと共栄信用金庫	興能信用金庫	小浜信用金庫			
名古屋	36	静岡信用金庫	焼津信用金庫	関信用金庫	いちい信用金庫	西尾信用金庫	桑名三重信用金庫		
		静清信用金庫	富士信用金庫	八幡信用金庫	瀬戸信用金庫	蒲郡信用金庫	紀北信用金庫		
		浜松磐田信用金庫	遠州信用金庫	大垣西濃信用金庫	半田信用金庫	尾西信用金庫	富士宮信用金庫		
		沼津信用金庫	岐阜信用金庫	愛知信用金庫	知多信用金庫	中日信用金庫	掛川信用金庫		
		三島信用金庫	豊橋信用金庫	豊田信用金庫	津信用金庫	東春信用金庫	豊川信用金庫		
		島田信用金庫	東濃信用金庫	岡崎信用金庫	碧海信用金庫	北伊勢上野信用金庫	高山信用金庫		
大阪	29	京都信用金庫	長浜信用金庫	北おおさか信用金庫	奈良中央信用金庫	淡路信用金庫	但馬信用金庫		
		京都中央信用金庫	湖東信用金庫	きのくに信用金庫	西兵庫信用金庫	神戸信用金庫	播州信用金庫		
		大阪信用金庫	枚方信用金庫	姫路信用金庫	中兵庫信用金庫	永和信用金庫	日新信用金庫		
		大阪厚生信用金庫	大阪商工信用金庫	兵庫信用金庫	但陽信用金庫	新宮信用金庫	滋賀中央信用金庫		
		大阪シティ信用金庫	大和信用金庫	尼崎信用金庫	京都北都信用金庫	奈良信用金庫			
広島	21	鳥取信用金庫	日本海信用金庫	津山信用金庫	日生信用金庫	しまなみ信用金庫	東山口信用金庫		
		米子信用金庫	島根中央信用金庫	玉島信用金庫	備前信用金庫	広島みどり信用金庫			
		倉吉信用金庫	おかやま信用金庫	備北信用金庫	広島信用金庫	萩山口信用金庫			
		しまね信用金庫	水島信用金庫	吉備信用金庫	呉信用金庫	西中国信用金庫			
高松	9	徳島信用金庫	観音寺信用金庫	宇和島信用金庫	川之江信用金庫	幡多信用金庫			
		阿南信用金庫	愛媛信用金庫	東予信用金庫	高松信用金庫				
福岡	12	福岡信用金庫	大牟田柳川信用金庫	飯塚信用金庫	遠賀信用金庫	佐賀信用金庫	九州ひぜん信用金庫		
		福岡ひびき信用金庫	筑後信用金庫	大川信用金庫	唐津信用金庫	伊万里信用金庫	たちばな信用金庫		
熊本	13	熊本信用金庫	熊本中央信用金庫	大分みらい信用金庫	高鍋信用金庫	鹿児島相互信用金庫	延岡信用金庫	南郷信用金庫	
		熊本第一信用金庫	天草信用金庫	宮崎都城信用金庫	鹿児島信用金庫	奄美大島信用金庫	大分信用金庫		
沖縄	1	コザ信用金庫							
合計	257								

※ 1 金融機関の都合により、サービス開始予定日が変更される場合があります。

2 利用可能金融機関の最新情報は、国税庁ホームページ及び地方税共通納税システムの特設ページをご覧ください。

○　相続税申告書の代理送信等に関するＱ＆Ａ

【掲載場所①】

パンフレット・手引

パンフレット・手引、各項目へのリンク

広報関係 | 所得税関係 | 源泉所得税関係
譲渡・山林所得関係 | 相続税・贈与税関係 | 法人税関係
消費税関係 | 印紙税関係 | 酒税関係
間接諸税関係 | 認定NPO法人関係 | 法定調書関係
電子申告等関係 | マイナンバー関係 | その他

刊行物等

パンフレット・手引
- 広報関係
- 所得税関係
- 源泉所得税関係
- 譲渡・山林所得関係
- 相続税・贈与税関係
- 法人税関係
- 消費税関係
- 印紙税関係
- 酒税関係
- 間接諸税関係
- 認定NPO法人関係
- 法定調書関係
- 電子申告等関係
- その他

インターネット番組（Web-TAX-TV）

電子申告等関係

- 相続税申告書の代理送信等に関するQ&A（令和元年9月）（PDF/1,013KB）
- （個人の方へ）相続税申告はe-Taxから始まります（令和元年6月）（PDF/612KB）
- （法人の方へ）ネットが便利・申告納税e-Tax（令和元年5月）（PDF/659KB）
- マイナンバー制度の本人確認も、e-Taxが便利です！（平成30年11月）（PDF/428KB）
- いつでもどこでもスマホで申告～5つのステップで手続完結！～（平成31年1月以降用）（PDF/896KB）
- 個人の確定申告書を作成される方へ（チラシ）（平成31年1月以降用）（PDF/1,014KB）
- 大法人についてe-Taxが義務化されます!!（平成30年5月）（PDF/2,058KB）
- （個人の方へ）平成31年1月からe-Taxの利用手続がより便利になります（令和元年5月）（PDF/1,035KB）
- （法人の方へ）ネットが便利・申告納税e-Tax（平成30年4月）（PDF/600KB）
- ダイレクト納付をご利用ください（平成30年12月）（PDF/5,859KB）
- ダイレクト納付手続マニュアル（PDF/2,231KB）
- 納税証明書の請求はe-Taxを使った便利なオンライン請求をご利用ください（平成30年10月）（PDF/1,244KB）

ページの先頭へ戻る

【掲載場所②】

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

カスタム検索

本文へ ▸ English ▸ 文字拡大・読み上げ ▸ 利用者別に調べる ▸ サイトマップ

ホーム | 税の情報・手続・用紙 | 刊行物等 | 法令等 | お知らせ | 国税庁等について

- 税について調べる
- 申告手続・用紙
- 納税・納税証明書手続
- 税理士に関する情報
- お酒に関する情報
- キッズページ（税の学習コーナー）

❶ 緊急のお知

- 台風第15号に … 月9日）
- 令和元年8月の … 被方へ（令和元年8月29日）

新着情報

トピックス | 税の情報・手続・用紙 | 刊行物等 | 法令等 | お知らせ | 国税庁等について

- 新元号に関するお知らせ（令和元年5月7日）
- 消費税軽減税率制度説明会の開催予定一覧を更新しました（令和元年9月18日）
- 令和元年分年末調整のための各種様式を掲載しました（令和元年9月9日）
- 源泉徴収票等の入力業務の無断再委託事案について（令和元年9月9日）
- 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）における土曜日の質問・相談等の受付について（令和元年8月19日）
- 山形県沖を震源とする地震により被害を受けられた皆様方へ（令和元年7月8日）
- 平成30年分所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について（PDF/634KB）（令和元年5月30日）
- 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）のフリーダイヤル開設について（平成31年4月22日）

注目ワード

- 消費税の軽減税率制度
- 源泉徴収税額表
- 所得税率
- 印紙税
- 医療費控除
- 配偶者控除
- 令和元年分路線価図等
- 税の学習コーナー
- お知らせ
- 災害関連情報

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

カスタム検索

本文へ ▸ English ▸ 文字拡大・読み上げ ▸ 利用者別に調べる ▸ サイトマップ

ホーム | 税の情報・手続・用紙 | 刊行物等 | 法令等 | お知らせ | 国税庁等について

ホーム / 税の情報・手続・用紙 / 税理士に関する情報

税理士に関する情報

新着情報

税の情報・手続・用紙 | 刊行物等 | 法令等 | お知らせ | 国税庁等について

- 相続税申告書の代理送信等に関するQ&Aを掲載しました（PDF/1,013KB）（令和元年9月19日）
- 源泉所得税の改正のあらまし（日米租税条約関係）を掲載しました（PDF/182KB）（令和元年9月6日）
- 源泉所得税の改正のあらまし（日クロアチア租税協定関係）を掲載しました(PDF/215KB)（令和元年9月5日）
- 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税に関するQ&A（令和元年8月）を掲載しました（令和元年8月15日）
- 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税に関するQ&A（令和元年8月）を掲載しました（令和元年8月15日）
- 「相続税申告のe-Taxが始まります」を掲載しました(PDF/612KB)(令和元年7月31日)
- 給付付税額控除及び軽減税率制度の電子化に関するQ&A（令和元年7月改訂）を掲載しました

税の情報・手続・用紙

- 税について調べる
- 申告手続・用紙
- 納税・納税証明書手続
- 税理士に関する情報
  - 新着情報
  - 税理士制度
  - 税理士試験
  - 税理士に関する懲戒処分等
  - 税理士をお探しの方
  - 税理士関係法令等・Q&A
- お酒に関する情報
- キッズページ（税の学習コーナー）

【掲載場所③】

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
カスタム検索
本文へ English 文字拡大・読み上げ 利用者別に調べる サイトマップ
ホーム
税の情報・手続・用紙
刊行物等
法令等
お知らせ
国税庁等について
緊急のお知らせ
台風第15号により被害を受けられた皆様方へ（令和元年9月9日）
令和元年8月の前線に伴う大雨により被害を受けられた皆様方へ（令和元年8月29日）
注目ワード
消費税の軽減税率制度
源泉徴収税額表
YouTube（国税庁動画チャンネル）
インターネット番組（Web-TAX-TV）
新着情報・メールマガジン
申告手続
申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）
国税電子申告・納税システム（e-Tax）
社会保障・税番号制度（マイナンバー）
納税手続
国税の納付手続
納税証明書
関連サイト
路線図・評価倍率表
公売情報
法人番号公表サイト

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
カスタム検索
本文へ English 文字拡大・読み上げ 利用者別に調べる サイトマップ
ホーム
税の情報・手続・用紙
刊行物等
法令等
お知らせ
国税庁等について
ホーム / 税の情報・手続・用紙 / 申告手続・用紙 / 申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）
申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）
各種申請の方法や手続のほか、申告書、申請書などの様式について調べる場合の入口をご案内します。
確定申告等情報
所得税
相続税
贈与税
法人税
消費税・地方消費税
税の情報・手続・用紙
税について調べる
申告手続・用紙
申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）
社会保障・税番号制度（マイナンバー）
納税・納税証明書手続
税理士に関する情報
お酒に関する情報
キッズページ（税の学習コーナー）

相続税

相続税の仕組みの分かりやすい解説や相続税の申告の要否を判断する際に参考となる情報のほか、相続税の申告のしかたや相続税の申告書の様式などを掲載しています。

相続税の仕組みの分かりやすい解説

- 相続税の仕組みの分かりやすい解説「相続税のあらまし」
- 相続税の申告の準備はお早めに！（PDF/424KB）

相続税の申告のおおよその要否を判定

- 相続税の申告要否の簡易判定シート（平成27年分以降用）
- 相続税の申告要否判定コーナー

税の情報・手続・用紙
- 税について調べる
- 申告手続・用紙
  - 申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）
  - 社会保障・税番号制度(マイナンバー)
- 納税・納税証明書手続
- 税理士に関する情報
- お酒に関する情報
- キッズページ（税の学習コーナー）

その他

- 相続税申告書の代理送信等に関するQ&Aについてはこちら（PDF/1,013KB）をご覧ください。
- ハンドブック・手引き（相続税・贈与税関係）についてはこちらをご覧ください。
- 「非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の特例のあらまし」はこちらをご覧ください。
- 事業承継税制関連情報（中小企業庁ホームページ）
- 税理士をお探しの方へ

このページの先頭へ

イメージデータで提出可能な添付書類（贈与税申告）

イメージデータ（PDF形式）による提出が可能な主な添付書類は、次のとおりです。
なお、この一覧は、平成31年４月１日現在の法令に基づくものです。

○　添付書類をイメージデータで提出する場合の注意事項

「相続時精算課税選択届出書」など、電子データ（XML形式）により提出が可能な添付書類については、イメージデータで提出することができません。
なお、電子データにより提出が可能な添付書類は、「利用可能手続（贈与税申告）」でご確認ください。

Ⅰ　法令上提出する必要がある書類

主な項目	添付書類の名称
贈与税の配偶者控除 （相続税法第21条の６）	①戸籍の謄本 ②戸籍の附票の写し ③登記事項証明書などで受贈者が控除の対象となった居住用不動産を取得したことを証する書類　など
直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税 （租税特別措置法第70条の２）	①戸籍の謄本 ②所得税の合計所得金額を明らかにする書類 ③登記事項証明書 ④売買契約書の写し ⑤増改築等工事証明書　など
直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例 （租税特別措置法第70条の２の５）	戸籍の謄本　など
農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除 （租税特別措置法第70条の４）	①農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書 ②農業委員会の証明書 ③戸籍の抄本 ④市（区）町村長の証明書 ⑤贈与の事実を証する書類 ⑥農地等の贈与に関する確認書　など
非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例 （租税特別措置法第70条の７の５）	①特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税） ②定款の写し ③株主名簿の写し　など
東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税 （東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の２）	①戸籍の謄本 ②所得税の合計所得金額を明らかにする書類 ③登記事項証明書 ④売買契約書の写し ⑤増改築等工事証明書　など
相続時精算課税の選択 （相続税法第21条の９）	①戸籍の謄本 ②戸籍の附票の写し ③贈与者の住民票の写し ④贈与者の戸籍の附票の写し　など

Ⅱ　Ⅰ以外で提出をお願いしている書類	
主な項目	添付書類の名称
申告書作成時の検討内容を確認する書類	各種特例の適用要件及び提出書類チェックシート　など
財産の評価に関する書類 ※　土地及び土地の上に存する権利の評価明細書を除きます。	①取引相場のない株式（出資）の評価明細書 ②上場株式の評価明細書 ③登録銘柄及び店頭管理銘柄の評価明細書 ④一般動産及び船舶の評価明細書 ⑤定期借地権等の評価明細書 ⑥市街地農地等の評価明細書 ⑦山林・森林の立木の評価明細書 ⑧特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の評価明細書 ⑨営業権の評価明細書 ⑩定期金に関する権利の評価明細書 ⑪信託受益権の評価明細書 ⑫固定資産税評価証明書の写し　など

イメージデータで提出可能な添付書類（申請・届出等（法人税関係））

イメージデータ（PDF形式）による提出が可能な手続及び主な添付書類は、次のとおりです。なお、この一覧は、平成31年４月１日現在の法令に基づくものです。

○　添付書類をイメージデータで提出する場合の注意事項

「連結納税の承認の申請書（付表）」など電子データ（XML形式）により提出が可能な添付書類については、イメージデータで提出することができません。

なお、電子データにより提出が可能な添付書類は、「利用可能手続（申請・届出等）法人税関係」でご確認ください。

Ⅰ　法令上提出する必要がある書類

手続の名称	添付書類の名称
外国普通法人となった旨の届出 （法人税法第149条）	定款、寄附行為、規則又は規約の和訳文
継続等の場合の所得税額等の還付請求 （平成22年改正前の法人税法第120条所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）附則第10条第２項）	提出が遅れたことについて、やむを得ない事情の詳細を記載した書類
欠損金の繰戻しによる還付請求 （法人税法第80条第5項）	①期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類 ②法人税法第80条第４項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類 ③租税特別措置法第66条の13第２項の設備廃棄等欠損金額に係る請求書である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第20条第１項の証明に係る同条第２項の申請書の写し及び当該証明書の写し
欠損金の繰戻しによる還付請求（外国法人用） （法人税法第144条の13第11項）	①期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類 ②法人税法第144条の13第９項又は第10項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類 ③租税特別措置法第66条の13第２項の設備廃棄等欠損金額に係る請求書である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第20条第１項の証明に係る同条第２項の申請書の写し及び当該証明書の写し
公益法人等の損益計算書等の提出 （租税特別措置法第68条の６）	公益法人等の損益計算書又は収支計算書
収益事業開始届出 （法人税法第150条第１項、第２項、第３項）	①収益事業開始の日又は国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなった時における収益事業についての貸借対照表 ②定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるものの写し

手続の名称	添付書類の名称
申告期限の延長の特例の申請 （法人税法第75条の２第３項、第81条の24第２項、第144条の８）	定款等の写し
耐用年数の短縮の承認申請 （法人税法施行令第57条第２項、第155条の６）	①「承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書」 ②申請資産の取得価額が確認できる資料（例：請求書等） ③個々の資産の内容及び使用可能期間が確認できる資料（例：見積書、仕様書等） ④申請資産の状況が明らかとなる資料（例：写真、カタログ、設計図等） ⑤申請資産がリース物件の場合、貸与を受けている者の用途等が確認できる書類（例：リース契約書の写し、納品書の写し）
棚卸資産の特別な評価方法の承認申請 （法人税法施行令第28条の２第２項、第155条の６）	採用しようとする特別な評価方法の算式等を詳細に記載した別紙
特別な償却方法の承認申請 （法人税法施行令第48条の４第２項、第155条の６）	①承認を受けようとする特別な償却方法の算式等を詳細に記載した別紙 ②特別な償却方法を採用しようとする理由を詳細に記載した別紙
特別な償却率の認定申請 （法人税法施行令第50条第２項、第155条の６）	認定を受けようとする償却率の算定の根基、算出の過程等を詳細に、かつ、具体的に記載した別紙
特別修繕費の金額等の認定申請 （租税特別措置法施行令第33条の６第９項、第39条の85第９項）	特別修繕費の金額の計算の基礎の詳細を記載した書類
法人設立届出 （法人税法第148条）	定款、寄附行為、規則又は規約の写し
更正の請求（単体申告用） （国税通則法第23条） （法人税法第80条の２） （地方法人税法第24条） （租税特別措置法第66条の４）	取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類
更正の請求（単体申告用）（平成30年４月１日以後終了事業年度分） （国税通則法第23条） （法人税法第80条の２） （地方法人税法第24条） （租税特別措置法第66条の４）	取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類

手続の名称	添付書類の名称
更正の請求（外国法人用） （国税通則法第23条） （法人税法第145条） （地方法人税法第24条） （租税特別措置法第66条の４）	取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類
事前確定届出給与に関する届出 （法人税法施行令第69条第４項、第155条の６）	所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定めの写し
事前確定届出給与に関する変更届出 （法人税法施行令第69条第５項、第155条の６）	変更を行った株主総会等の議事録等の写し
震災損失の繰戻しによる還付請求（東日本大震災関係） （東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第15条）	①別表７(1)「欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書」 ②震災により生じた損失の額に関する明細書」
災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認申請（東日本大震災関係） （東日本大震災に関する諸費用の法人税の取扱いについて（法令解釈通達））	①１年経過事業年度等終了の日までに修繕等が完了しなかった理由を記載した書類 ②申請をした修繕完了事業年度等に修繕等が完了すると見込まれる事情等を記載した書類
適格分割等による期中損金経理額の損金算入に関する届出 （法人税法第31条第3項等） （租税特別措置法第55条の5第8項等）	期中損金経理額等の計算に関する明細を記載した申告書別表に定める書式（別表16など）
適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出 （法人税法第69条第12項、第81条の15第６項）	各欄の金額の計算に関する明細のほか、参考となるべき事項がある場合にはそれを記載した書類
適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出（東日本大震災関係） （東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第19条第10項、第20条第３項、第27条第10項、第28条第４項）	別表13(5)「特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書」など
適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額に関する届出（租税特別措置法第65条の７第11項、第68条の78第11項）	①別表13(5)「特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書」 ②収用証明書　など

手続の名称	添付書類の名称
適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額に関する提出書類の届出 （租税特別措置法施行令第39条の７第46項、第39条の106第40項）	①別表13(5)「特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書」 ②収用証明書　など
適格分割等による特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出 （租税特別措置法第65条の８第３項、第68条の79第４項）	①別表13(5)「特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書」 ②収用証明書　など
認定特定非営利活動法人の公示事項の変更の届出 （特定非営利活動促進法第10条（旧租税特別措置法施行令第39条の23第15項））	①登記事項証明書 ②認証を受けたことを証する書類の写し ③重要な変更の内容を明らかにする書類の写し ④変更後の定款の写し
連結納税の承認の申請 （法人税法第４条の３）	①出資関係図（連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図） ②グループ一覧（連結親法人となる法人及び全ての連結子法人となる法人等を記載した一覧表）
連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出 （法人税法施行令第14条の７）	①出資関係図（連結子法人となる法人に対する特株割合を記載した出資関係図） ②グループ一覧（連結親法人となる法人及び全ての連結子法人となる法人等を記載した一覧表）
完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類の提出 （法人税法第４条の３） （法人税法施行令第14条の７）	①出資関係図（連結子法人となる法人に対する特株割合を記載した出資関係図） ②グループ一覧（連結親法人となる法人及び全ての連結子法人となる法人等を記載した一覧表）
連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類の提出 （法人税法施行令第14条の９）	①出資関係図（連結子法人となる法人に対する特株割合を記載した出資関係図） ②グループ一覧（連結親法人となる法人及び全ての連結子法人となる法人等を記載した一覧表）
連結納税の取りやめの承認の申請 （法人税法第４条の５第４項）	①出資関係図（連結子法人となる法人に対する特株割合を記載した出資関係図） ②グループ一覧（連結親法人となる法人及び全ての連結子法人となる法人等を記載した一覧表）
更正の請求（連結申告用） （国税通則法第23条） （法人税法第82条） （地方法人税法第24条） （租税特別措置法第68条の88）	取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類
更正の請求（連結申告用）（平成30年４月１日以後終了連結事業年度分） （国税通則法第23条） （法人税法第82条） （地方法人税法第24条） （租税特別措置法第68条の88）	取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類

手続の名称	添付書類の名称
連結欠損金の繰戻しによる還付請求 （法人税法第81条の31） （法人税法施行規則第38条） （租税特別措置法第68条の98）	①期限後提出の場合には、連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類 ②法人税法第81条の31第３項の規定に基づくものである場合には、解散等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類 ③租税特別措置法第68条の98第２項の設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第20条第１項の証明に係る同条第２項の申請書の写し及び当該証明書の写し
連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求（東日本大震災関係） （東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第23条）	①別表７の２「連結欠損金等の損金算入に関する明細書」 ②別表７の２付表２の２「連結法人の東日本大震災により生じた損失の額等の計算に関する明細書」 ③「震災により生じた損失の額に関する明細書」
復興特別法人税の更正の請求 （国税通則法第23条） （東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第57条） （租税特別措置法第66条の４、第68条の88）	取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類

別冊
令和元年９月９日（月）
熊　谷　税　務　署

関与先への納付指導の協力要請について

１．協力要請の趣旨

税務署では、税の適正かつ公平な賦課及び徴収を図る観点から、滞納を未然に防止するための広報・周知や納付指導を積極的に実施しています。

税理士の皆様におかれても、関与先が期限内納付されるよう、日頃から、納税資金の準備や期限内納付に関する指導を実施していただいており感謝申し上げます。

さて、本年10月に消費税率の引上げが予定されておりますが、過去の引上げ時（平成９年４月及び平成26年４月）の状況を見ると、別紙１のとおり、翌年度以降、消費税の新規発生滞納が一時的に増加する傾向にあります。

このため、本年10月の消費税率引上げにおいても、新規発生滞納が増加するおそれもあることから、税理士の皆様による、期限内納付に関する広報・周知や関与先への納付指導の実施について、一層のご協力をいただきたいと考えています。

２．期限内納付に向けた納付指導の概要

税理士の皆様が、より効果的なタイミングで、納税資金の積立てや具体的な納付指導が行えるよう、国税庁において、参考１から参考７のとおり、指導のポイントを整理したチェック表や納付指導の際に納税者へ交付するチラシを整備しましたので、積極的な納付指導をお願いいたします。

なお、具体的なタイミングと納付指導の内容は、参考１「税理士の皆様へ　期限内納付に向けたご指導をお願いします！」のとおりです。

○　課税期間当初　⇒　中間申告や予定納税などの確定申告前の納税手続
○　期中において　⇒　計画的な納税資金の準備
○　確定申告前　　⇒　早めに納付額を伝えて期限内納付を指導

３．課税期間の当初における納付指導

課税期間の当初において、当期に中間申告や予定納税などの納税義務が生じる場合は、納税者の制度の認識が十分でなく、意図せずして滞納となるケースも少なからず見受けられることから、納税者に対して、中間申告や予定納税が必要となることを指導願います。

○　申告所得税の納税者について、予定納税基準額が15万円以上の者
○　前期の法人税額が20万円超の者
○　前期の消費税額が48万円超の者

特に、消費税については、前期の消費税額に応じて中間申告の回数が異なること

から、参考２「中間申告分の納付は期限内に！」を活用するなどして、納税者が納期限を失念しないよう、納付指導をお願いいたします。

４．期中における納付指導

期中においては、関与先への訪問や中間申告の作成などの機会を捉えて、納税者に対し、計画的な納税資金の準備・積立てを指導いただくようお願いいたします。

（１）消費税率引上げへの対応

本年10月に消費税率の引上げが予定されており、確定分の納税額が例年よりも高額になる可能性があります。

特に、中間申告が必要な方については、参考３「消費税及び地方消費税の納税は期限内に」のとおり、令和元年度（2019年度）から令和２年度（2020年度）にかけての税率の引上げ直後においては、期中の中間申告では８％の税率で計算して申告・納税を行うところ、確定申告においては10%の税率で計算して申告・納税を行なうことになります。

このため、期中における中間申告との差額を確定申告において納付していただく必要があり、例年よりも確定申告時の納付額が高額になる可能性がありますので、計画的な納税資金の準備・積立てを指導いただくようお願いいたします。

（２）計画的な納税資金の準備等

納税資金の準備に当たっては、納税資金を積み立てていただくことが重要となりますので、参考３の裏面のとおり「ダイレクト納付を利用した予納」や参考２及び参考３のとおり「任意の中間申告制度」を活用することにより、計画的に納付いただくことができます。

特に、ダイレクト納付を利用した予納については、参考３の裏面のとおり、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中にあらかじめ納付日や納付金額をｅ－Ｔａｘに登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。

この納付日や納付金額は複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができるなど、大変便利な納付方法となっておりますので、是非、納税者に推奨いただくよう、お願いいたします。

５．確定申告（納期限）前の納付指導

確定申告（納期限）前においては、納税者が余裕をもった資金手当てが可能となるよう、納税額と納期限を早めにお知らせいただくとともに、納税者に対し、期限内に納税を行うよう納付指導をお願いいたします。

なお、納税に当たっては、「振替納税」や「ダイレクト納付」など納税者のニーズに応じた多様な納付手段を用意しています。

特に、個人の納税者が申告所得税や消費税を納付する際は、参考４「納付の期限等のお知らせ」のとおり、納期限において納税資金が準備できない場合であっても、振替納税をご利用いただければ、納期限後、振替日においてご指定の預貯金口座か

らの引き落としにより、延滞税を要することなく納税ができますので、このような納付手段の利用も推奨いただきますようお願いいたします。

また、個人の納税者が振替納税を利用される場合、納期限と振替日に一定の期間があることから、振替日を失念しないよう、参考４「納付の期限等のお知らせ」を活用して、確実にお知らせいただくようお願いいたします。

※　納期限と振替日は、休日等の関係から、日付が異なる場合がありますので、最新のチラシをご利用いただくよう、お願いします。

６．期限内納付が困難な場合の納付指導

納付指導を行った結果、納税者から「期限内に納税ができない」との申し出がある場合は、参考５「国税を期限内に納付できない場合には・・・」のとおり、納税が期限後となる場合のデメリット（延滞税の納付、滞納処分の実施、納税証明書の不発行）を説明いただき、事前予約した上で、早期に税務署へ納付相談に行くよう、指導をお願いします。

なお、納付相談に当たっては、資金繰り表を作成いただくなど、具体的な納付計画を検討するよう納税者を指導するとともに、①まずは、参考６「国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります」を活用して猶予制度の利用を推奨いただいた上で、②納税者から猶予制度によらず短期間に分割納付するとの申し出がある場合は、参考７「納付指導・相談チェック表」の「納付計画記載欄」に、納税者が具体的な納付計画を記載して、チェック表を税務署に持参するよう、指導をお願いします。

税務署においては、納税者から資金繰りの状況等を十分に伺った上で、猶予申請書や参考７に記載いただいた納付計画の適否を判断いたします。

なお、この参考７は、従来より提出していただいております「消費税納付チェック表」を国税庁において統一様式にしたものです。今後は、参考７を提出いただくようお願いします。

７．改善意見の聴取について

以上が納付指導の内容となりますが、これまでと異なり、税務署から、①納付指導のタイミングや具体的な内容を示して依頼することや、②各種のチェック表のほかチラシを整備して体系的に実施をお願いすることは初の試みとなります。

このため、改善を要する箇所もあると考えておりますので、お気づきの点がありましたら、別紙２「税理士等による納税者への納付指導の協力要請の実施に係る改善意見」に記載の上、当税務署徴収部門（担当）宛、ご連絡いただきますようお願いします。

（国税庁ホームページにおけるチラシ等掲載場所）

国税庁ホームページ ＞ 税の情報・手続・用紙 ＞ 税理士に関する情報 ＞
税理士制度 ＞ 税理士関係法令等・Ｑ＆Ａ ＞ 滞納の未然防止関係様式等

消費税滞納の推移（関東信越国税局）

（注）地方消費税を除いています。

○ 税理士等による納税者への納付指導の協力要請の実施に係る改善意見

支部
税理士
税理士法人

（関東信越税理士会　　支部所属）

1 税務署による協力要請時の説明内容について

2 税理士等による納付指導の方法（チラシ等を含む）の改善点について

3 その他の改善意見等

別添１

関局徴徴２－　４
関局徴管１－３５
令和元年５月９日

写

関東信越税理士会
会長　江本英仁　殿

関東信越国税局
徴収部長　岡村憲一

税理士による納税者への納付指導の協力要請について

平素より税務行政につきまして、深い御理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国税局では、適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図るため、期限内納付に関する広報・周知に取り組んでいるところです。

貴会及び会員の皆様におかれましても、日頃から、期限内納付に関する広報・周知や関与先への納付指導の実施について御協力をいただいており、重ねて御礼申し上げます。

さて、本年10月に消費税率の引上げが予定されていることから、貴会及び会員の皆様による期限内納付に関する広報・周知や関与先への納付指導について、より一層の御協力をお願いしたいと考えております。

つきましては、会員の皆様が、より効果的なタイミングで具体的な納付指導が行えるよう、当局において、別添の指導項目のチェック表や納税者へ交付するチラシを整備いたしましたので、今後は、これらを活用した納付指導を行っていただきますよう、お願いいたします。

また、管下税務署から、貴会支部及び会員の皆様へ、同趣旨のお願いをさせていただきますので、その旨併せて御周知くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

別添4

納付指導において活用するチェック表・チラシの一覧

参考１　税理士の皆様へ　期限内納付に向けたご指導をお願いします！（税理士用）

・　課税期間を通じた納付指導のポイントや参考２から参考７の資料を活用するタイミング等がチェック表形式で総括されています。初めにご覧ください。

参考２　中間申告分の納付は期限内に！（納税者交付用）

・　消費税の中間申告が必要となる納税者の方や直前の課税期間の年税額に応じた中間申告の回数等が整理されたチラシです。中間申告が適用になる方に利用ください。

参考３　消費税及び地方消費税の納税は期限内に（納税者交付用）

・　令和元年10月予定の消費税率の引上げ後は、確定申告時の納税額が増加する場合がありますので注意が必要です。関与先への周知にご利用ください。

また、計画的な納税には、ダイレクト納付を利用した予納をご利用ください。

参考４　納付の期限等のお知らせ（納税者交付用）

・　個人の関与先に納付の期限や振替日を周知する際にご利用ください。

参考５　国税を期限内に納付できない場合には・・・（納税者交付用）

・　関与先が期限内に納税できない場合、デメリットの周知にご利用ください。

参考６　国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります（納税者交付用）

・　関与先が期限内に納税できない場合、猶予制度の利用を推奨ください。

参考７　納付指導・相談チェック表（税理士用・納税者交付用）

・　確定申告（納期限）前における納付指導の内容がチェック表形式で整理されていますので、関与先への納付指導に利用ください。

・　納税者から、期限内の納税が困難との申し出がある場合は、事前予約の上、税務署へ早期に納付相談に行くよう、指導をお願いします。

（ご参考）

参考資料の最新版は、国税庁ホームページから入手できます。

《国税庁ホームページ掲載場所》

国税庁 → 税の情報・手続・用紙 → 税理士に関する情報 → 税理士制度 → 税理士関係法令等・Ｑ＆Ａ → 滞納の未然防止関係様式等

税理士の皆様へ
期限内納付に向けたご指導をお願いします！

納税者の方が期限内に納付されるよう、以下のタイミングで納税資金の積立てや納期限・納税額を確認するなど、税理士の皆様のご指導をお願いします！

- **課税期間当初**　中間申告や予定納税など、今期の納税手続をお知らせください！
- **期中において**　計画的な納税資金の準備について、ご指導をお願いします！
- **確定申告前**　早めに納税額をお伝えの上、期限内納付のご指導をお願いします！

課税期間の当初における納付指導

□　申告所得税は予定納税が必要となることをご指導ください。

・　予定納税基準額が 15 万円以上の場合。１期分は７月 31 日、２期分は 11 月 30 日が納期限です。

□　法人税・消費税は中間申告・納税が必要となることをご指導ください。

・　前期の法人税が 20 万円超、消費税が 48 万円超の場合は中間申告・納税が必要となります。
・　消費税の課税事業者への説明には、リーフレット「中間申告分の納付は期限内に！」を活用ください。

（注）上記は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

期中における納付指導

□　計画的な納税資金の準備・積立てをご指導ください。

・　消費税の課税事業者等への説明には、リーフレット「消費税及び地方消費税の納税は期限内に」をご活用ください。また、前期の年税額が 48 万円以下で中間申告が不要な課税事業者の方については、「任意の中間申告」を利用することもできます。

□　ダイレクト納付を利用した予納についてご案内をお願いします。

・　納付日や納付額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

裏　面　に　続　く

確定申告（納期限）前の納付指導

□　申告・納期限の前に納税者の方へ納付指導をお願いします。

- 納税者の方が、余裕をもった資金手当てが可能となるよう、納税額(見込)を早めにお知らせください。
- 個人の納税者の方への説明には、リーフレット「納付の期限等のお知らせ」をご活用ください。

□　便利な納税手段についてご案内をお願いします。

- 納税者の利便性に合わせて、「振替納税」や「ダイレクト納付」など多様な納税方法があります。
- 納税方法の詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

□　個人の方は、納付方法を選択することもできます。

- 申告所得税又は消費税を振替納税で納税する場合は、振替日までの延滞税はかかりません。
- 申告所得税や贈与税は、申告時に延納を選択することができます（利子税がかかります。）。

（注）上記の納付手段や納付方法は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

期限内に納税が難しい場合は・・・

期限内納付が困難な場合の納付指導

□　納期限までに納税ができない場合は、以下のような不利益があります

- 原則として法定納期限の翌日から完納までの日数に応じた延滞税を納付する必要があります。
- 財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。
- 納税証明書「その３」が発行されません。
- 納税者の方への説明には、リーフレット「国税を期限内に納付できない場合には」をご活用ください。

□　お早めに税務署の徴収担当までご相談ください。

- 国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります（申請が必要となります。）。
- 納税者の方への説明には、リーフレット「国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります」をご活用ください（猶予申請書等は国税庁ホームページから入手できます。）。
- 税理士の方が納税者に代理して、例えば分納や納税の猶予等に関する納付相談を行う場合は、税務代理権限証書が必要となります。
- 納税者の方が納付相談のため来署される場合は、「納付指導・相談チェック表」もご活用ください。

中間申告分の納付は期限内に！

～消費税及び地方消費税には中間申告制度があります～

◎　中間申告が必要な方は、期限内納付のためのご準備を！

消費税及び地方消費税は、直前の課税期間の確定消費税額（年税額）に応じて、以下の表のとおり中間申告が必要となります。

中間申告が必要な方は、中間申告の納付税額の期限内納付のため、納税資金の積立てなどのご準備をお願いいたします。

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税を除く。）	中間申告の要否	中間申告の回数	中間申告の納付税額（概算）
4,800万円超	必要	年11回（毎月）	直前の課税期間の確定消費税額×1/12
400万円超		年３回（３月に１度）	直前の課税期間の確定消費税額×1/4
48万円超		年１回（６月に１度）	直前の課税期間の確定消費税額×1/2
48万円以下	不要（任意の中間申告制度（※）を利用できます。）		

※　中間申告が不要な方でも、任意の中間申告書を提出する旨の届出書（裏面参照）を提出した場合には、自主的に中間申告・納付をすることができます。

その他、中間申告の制度や中間申告の要否などについて詳しくお知りになりたい場合は、国税庁ホームページを参照いただくか、所轄の税務署にお問合せください。

◎　仮決算による中間申告を行うことができます！

○　事業の休廃業などにより、前課税期間から売上が大きく減少している場合などは、仮決算による中間申告を行うことで、中間申告の納付税額が減少する場合があります。

○　仮決算による中間申告書は、提出期限（※）を過ぎて提出することはできませんので、仮決算による中間申告をされる場合は、お早めの申告をお願いいたします。

※　中間申告書の提出期限は、原則として中間申告の対象となる期間の末日の翌日から２月以内となります。

◎　中間申告額の納付についてのご注意

○　納付が遅れた場合には、法定納期限の翌日から納付の日までの延滞税を本税と併せて納付する必要があります。

○　納期限を経過しても納付されない場合には督促状が送付されます。督促状の送付を受けてもなお納付されないときは財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

○　納期限までに納付できない事情がある場合には、お早めに所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

任意の中間申告書を提出する旨の届出書

収受印

平成　年　月　日 ＿＿＿＿税務署長殿	届出者	(フリガナ) 納税地	(〒　－　) (電話番号　－　－　)
		(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合)本店又は主たる事務所の所在地	(〒　－　) (電話番号　－　－　)
		(フリガナ) 名称(屋号)	
		(フリガナ) 氏名 (法人の場合)代表者氏名	印
		(フリガナ) (法人の場合) 代表者住所	(電話番号　－　－　)

下記のとおり、中間申告書の提出を要しない中間申告対象期間につき、六月中間申告書を提出したいので、消費税法第42条第８項の規定により届出します。

①	適用開始中間申告対象期間	自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日				
②	①の中間申告対象期間を含む課税期間	自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日				
③	②の直前の課税期間	自　平成　年　月　日 至　平成　年　月　日	④	③の課税期間における確定消費税額	円	
⑤	月数按分 (④×６／③の月数)	円				
参考事項			税理士署名押印	印 (電話番号　－　－　)		

※税務署処理欄	整理番号		部門番号			
	届出年月日	年　月　日	入力処理	年　月　日	台帳整理	年　月　日
	通信日付印	年　月　日	確認印			

注意　1　※印欄は、記載しないでください。

2　記載方法について詳しくお知りになりたい場合には、国税庁ホームページをご確認ください。
(https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/2603_02.htm)

■消費税及び地方消費税の 納税は期限内に

消費税及び地方消費税の税率が、平成31年(2019年)10月1日より **10%**(現行8%)となります(注)

(注) 税率が10%に引き上げられると同時に、軽減税率制度が実施されます。

期限内納付のために

課税事業者の方は、計画的な納税資金のご準備をお願いします！

消費税及び地方消費税の中間申告・納付額は直前の課税期間の確定消費税額を基礎として計算されます。

税率の引上げにより消費税額（年税額）は10%で計算されますが、税率引上げ直後の課税期間における中間申告額は8%で計算されるため、確定申告においては、10%の税率により計算された消費税額（年税額）と、8%の税率により計算された中間申告額との差額を納付する必要があります。

このため、税率引上げ直前の課税期間と同様の決算内容であった場合でも、確定申告時の納付額が増加しますので、中間申告が必要な方は特にご注意ください。

【具体例】9月決算法人の申告・納付のイメージ（軽減税率は考慮していません。）

○ 平成31年(2019年)9月期(税率引上げ前)

税率8%

- ○ 年税額 1,600万円
- ○ 中間申告による納付額 1,200万円
  - ⇒ 400万円×3回＝1,200万円
- ○ 確定申告による納付額 **400万円**
  - ⇒ 1,600万円－1,200万円＝400万円

○ 平成32年(2020年)9月期(税率引上げ後)

(直前の課税期間と同様の決算内容であったと仮定した場合)

税率10%

- ○ 年税額 2,000万円
- ○ 中間申告による納付額 1,212万円
  - ⇒ 404万円×3回＝1,212万円
  - ※ 地方消費税は引上げ後の税率（1.7%→2.2%）が適用されます。
- ○ 確定申告による納付額 **788万円**
  - ⇒ 2,000万円－1,212万円＝788万円

確定申告時の納付額が増加します。
計画的な納税資金のご準備を！

このチラシは、各年の休日や税制改正等により更新されますので、税務署（管理運営部門）に最新の更新状況をお問い合わせください。

簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください！

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用した電子納税ができます。

特に、ダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やＩＣカードリーダライタが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税方式となっておりますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、e-Tax ホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

○　ダイレクト納付を利用した予納　（平成 31 年(2019 年) 1 月 4 日開始）

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等をe-Taxに登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。

納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある「国税の納付手続」をご覧ください。

【例】定期的に均等額を納付する場合

個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます！

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になれます。

振替納税を利用される方は、税務署に備付けの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」（国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。）に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

任意の中間申告制度

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が 48 万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）が、任意の中間申告書を提出する旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する６月中間申告対象期間 (注) から、自主的に中間申告・納付することができます。

(注)「６月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後６月の期間で、年１回の中間申告の対象となる期間をいいます。

《届出なし》

直前の課税期間の確定消費税額	中間申告回数
48万円以下	中間申告義務なし

《届出あり》

直前の課税期間の確定消費税額	中間申告回数
48万円以下	任意の中間申告（年１回）が可能

軽減税率制度に関する相談

軽減税率制度に関するご相談は、「消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）」で受け付けております。

【専用ダイヤル】0570-030-456　【受付時間】9：00 ～ 17：00（土日祝除く）

軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

納付の期限等のお知らせ

参考４

平成３０年分

確定申告

	申告所得税及び復興特別所得税	消費税及び地方消費税（個人事業者）
納付の期限（納期限）	平成31年（2019年） 3/15（金）	平成31年（2019年） 4/1（月）
振替日（振替納税をご利用の場合）	平成31年（2019年） 4/22（月）	平成31年（2019年） 4/24（水）
納付額のメモにご利用ください …▶	円	円

申告所得税及び復興特別所得税の延納をご利用の場合の延納分の納期限及び振替日（振替納税をご利用の場合）は**平成31年（2019年）５月31日（金）**です。

＊－＊－＊－

振替納税のご案内

納税には

便利で安全な振替納税（口座振替）をお勧めします！

- 納税をうっかり忘れることなく、振替日にご指定いただいた預貯金口座からの引き落としにより自動的に納付ができます。
- 金融機関や税務署の窓口まで現金を持ち歩く必要がなく安全です。
- 一度手続をすれば、継続して利用できます。
（転居等により所轄の税務署が変わった場合は新たに手続が必要です。）

提出書類

「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」（金融機関への届出印の押印が必要です。）
用紙が必要な方は所轄の税務署窓口へお尋ねください。
また、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）からダウンロードすることもできます。

提出期限

振替納税を利用する申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の納期限まで

平成30年分確定申告から利用する場合	申告所得税及び復興特別所得税 ▶ 平成31年（2019年）3月15日 消費税及び地方消費税（個人事業者）▶ 平成31年（2019年）4月1日

提出場所

所轄の税務署又は「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に記載した金融機関に持参又は送付してください。
※インターネット専用銀行等の一部金融機関、及びインターネット支店等の一部店舗では振替納税が利用できませんので、ご利用の可否については取引先の金融機関にご確認ください。

◉ 振替納税は、期限内に確定申告書を提出された場合に利用できます。
◉ 振替納税の場合には、領収証書は発行されませんのでご注意ください。

QRコードを利用したコンビニ納付のご案内

平成31年（2019年）1月から、ご自宅などで、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーやコンビニ納付用QRコード作成専用画面から納付に必要な情報を『QRコード』として作成（印刷）し、コンビニエンスストアで納付することができます（納付できる金額は30万円以下となります。）。
納付ができるコンビニエンスストアなど、詳しくは、国税庁ホームページにある「国税の納付手続」をご覧ください。

電子納税のご案内

電子納税を利用すると、金融機関や税務署の窓口に出向くことなく、ご自宅やオフィスからインターネットを利用して国税を納付することができます。
詳しくは、e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。
なお、e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」（TEL.0570-01-5901）へお問い合わせください。

国税庁ホームページ **www.nta.go.jp** 国税庁 検索

国税庁ホームページでは、確定申告についての情報を掲載しておりますので、是非ご覧ください。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

国税を期限内に納付できない場合には…

国税については、それぞれ定められた期限までに納付していただく必要があります。

➡ 延滞税がかかります。

※ 納付が期限に遅れた場合には、原則として法定納期限の翌日から完納する日までの日数に応じて計算した延滞税を納付しなければなりません。

➡ 財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。

※ 督促状が送付されてもなお納付されない場合には、法律に定められた差押えなどの強制的な徴収手続を行うことになります。

➡ 納税証明書「その3」が発行されません。

※ 納税証明書「その3」は「未納の税額がないこと」の証明です。

国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります。

申請による換価の猶予

国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、他の国税の滞納がないことなどの一定の要件に該当するときは、その国税の納期限から6か月以内に所轄の税務署に申請することにより、原則として、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※ 上記の「申請による換価の猶予」のほか、「税務署長の職権による換価の猶予」があります。

納税の猶予

次のような理由により、国税を一時に納付することができないときは、所轄の税務署長に申請することにより、原則として、1年以内の期間に限り、納税の猶予が認められる場合があります。

①災害、病気、休廃業、事業上の著しい損失など

②本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと

猶予が認められると…

・猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。

・財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

申請の手続など、詳しくは税務署（徴収担当）にご相談ください。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

国税庁

国税を滞納すると…

国税を一時に納付できないときは、税務署で納付相談を受けています。
納付相談では、事業の状況や資金・財産の状況などをお伺いします。
納付も相談もない場合には、次のような手続で滞納処分を行うこととなります。

督促状送付

※ 納期限を過ぎても納付がない場合、督促状が送付されます。

督促状を送付しても納付されず、相談もない場合は…

財産調査

※ 金融機関や取引先などに対し財産の調査を行います。
※ 財産調査の一環として、徴収職員が居宅や事務所などの捜索を行う場合があります。

納付の相談がない、納付の約束が守られないなど
納付の意思が認められないような場合は…

財産差押え

※ 動産（貴金属等）、債権（売掛金・預金等）、不動産などの財産の差押えを行います。

取立て・公売

※ 差し押さえた債権の取立てを行います。
※ 動産や不動産等は、入札等による公売を行います。

滞納国税に充当

※ 取り立てた債権や公売による売却代金を滞納国税に充てます。

国税を納期限までに納付できない場合には、お早目に所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

※ 国税を一時に納付できない納税者の方で、法令の要件に該当する場合には、猶予制度の適用があります（表面参照）。

平成28年6月

国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります

申請による換価の猶予

次の①から⑤の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること
② 納税について誠実な意思を有すると認められること
③ 換価の猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと
④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること
⑤ 原則として、担保の提供があること

※上記の「申請による換価の猶予」のほか、「税務署長の職権による換価の猶予」があります。

納税の猶予

次の①から④の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、納税の猶予が認められる場合があります。

① 次のAからFのいずれかに該当する事実があること
A 納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと
B 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
C 納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと
D 納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと
E 納税者に上記AからDに類する事実があったこと
F 本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと
② 猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき国税を一時に納付することができないと認められること
③ 申請書が提出されていること（上記「①F」の場合は納期限までの提出）
④ 原則として、担保の提供があること

※国税の納期限前に災害により財産に相当の損失を受けた場合には、別途、被災者のための納税の猶予があります。

猶予が認められると…

- 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ

国税庁

申請のための書類

猶予の申請をする場合は、次の書類を提出する必要があります。

① 「換価の猶予申請書」又は「納税の猶予申請書」
② 資産及び負債の状況、収入及び支出の状況を明らかにする書類
③ 担保提供に関する書類
④ 災害などの事実を証する書類(納税の猶予の場合)

担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。
なお、次に該当する場合は、担保提供をする必要はありません。

・猶予を受ける金額が100万円以下である場合
・猶予を受ける期間が3か月以内である場合
・担保として提供することができる種類の財産がないといった事情がある場合

猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く国税を完納することができると認められる期間に限られます。
なお、猶予を受けた国税は、原則として、猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、猶予期間の延長が認められる場合があります（当初の猶予期間と合わせて最長2年）。

猶予の取消し

次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

・分割納付計画のとおりの納付がない場合
・猶予を受けている国税以外に新たに納付すべきこととなった国税が滞納となった場合 など

● **申請書の書き方などについては、「猶予の申請の手引」をご覧ください。**
「猶予の申請の手引」は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)及び税務署の窓口でご覧いただけます。

● **国税を納期限までに納付できない場合には、お早目に所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。**
国税の納期限までに納付していない場合、納付までの日数に応じて延滞税がかかります。
また、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

平成30年9月

（税理士・納税者用）

参考７

納付指導・相談チェック表

納税者の方が期限内に納付されるよう、納期限前のタイミングで納税額や納付の意思を確認するなど、税理士の皆様からの納付指導をお願いします。

◎　確定申告（納期限）前の納付指導

□１　納税者に納税額と納期限（振替期日）を早期に知らせた。

・　納税者の方が、余裕をもった資金手当てが可能となるよう、早めのお知らせをお願いします。
・　個人の納税者への説明には、リーフレット「納付の期限等のお知らせ」をご活用ください。

□２　納税者に納税の見込みと納税の方法を確認した。

・　納税の見込みの確認を通じて期限内納付を指導いただくとともに、振替納税やダイレクト納付など便利な納付方法についても推奨をお願いします。

◎　期限内納付が困難な場合の納付指導

□３　納税者に納税が期限後となる場合のデメリットを説明した。

・　説明には、リーフレット「国税を期限内に納付できない場合には」をご活用ください。

□４　納税者に税務署（徴収担当）へ早期に納付相談へ行くよう指導した。

・　納付相談に当たっては、あらかじめ、具体的な納付計画を検討するよう指導願います。
・　納付計画の検討に当たっては、最近の事業状況を反映した資金繰り表の作成が有効です。

□(1)　納付相談に当たり、猶予制度の利用を推奨した。

・　猶予制度の説明には、リーフレット「国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります。」をご活用ください。
・　猶予申請書等は、国税庁ホームページ（刊行物等→パンフレット・手引き→その他→猶予の申請の手引）から入手できます。

□(2)　猶予制度によらずに短期に分割納付（おおむね３月以内）する場合は、以下に具体的な納付計画を記載した上で、納付相談するよう指導した。

○　納付計画記載欄（納税者が記載してください）					
氏名（名称）		住所（所在）			
課税期間	年　月　日～　年　月　日	税　目	税	税額	円

１　期限内に納付可能な金額　＿＿＿＿＿＿円（納付予定日　年　月　日）
２　残額についての納付計画　＿＿＿＿＿＿円（納付予定日　年　月　日）
＿＿＿＿＿＿円（納付予定日　年　月　日）

（注）納付計画は、具体的な資金繰りの状況等を伺った上で、税務署において適否を判断しますので、提示を受けた納付計画の再検討を求める場合があります。

○　税理士の方は、指導事項をチェックの上、期限内納付が困難と見込まれる納税者の方には、このチェック表を持参して税務署に納付相談に行くよう指導をお願いします。

国税庁